

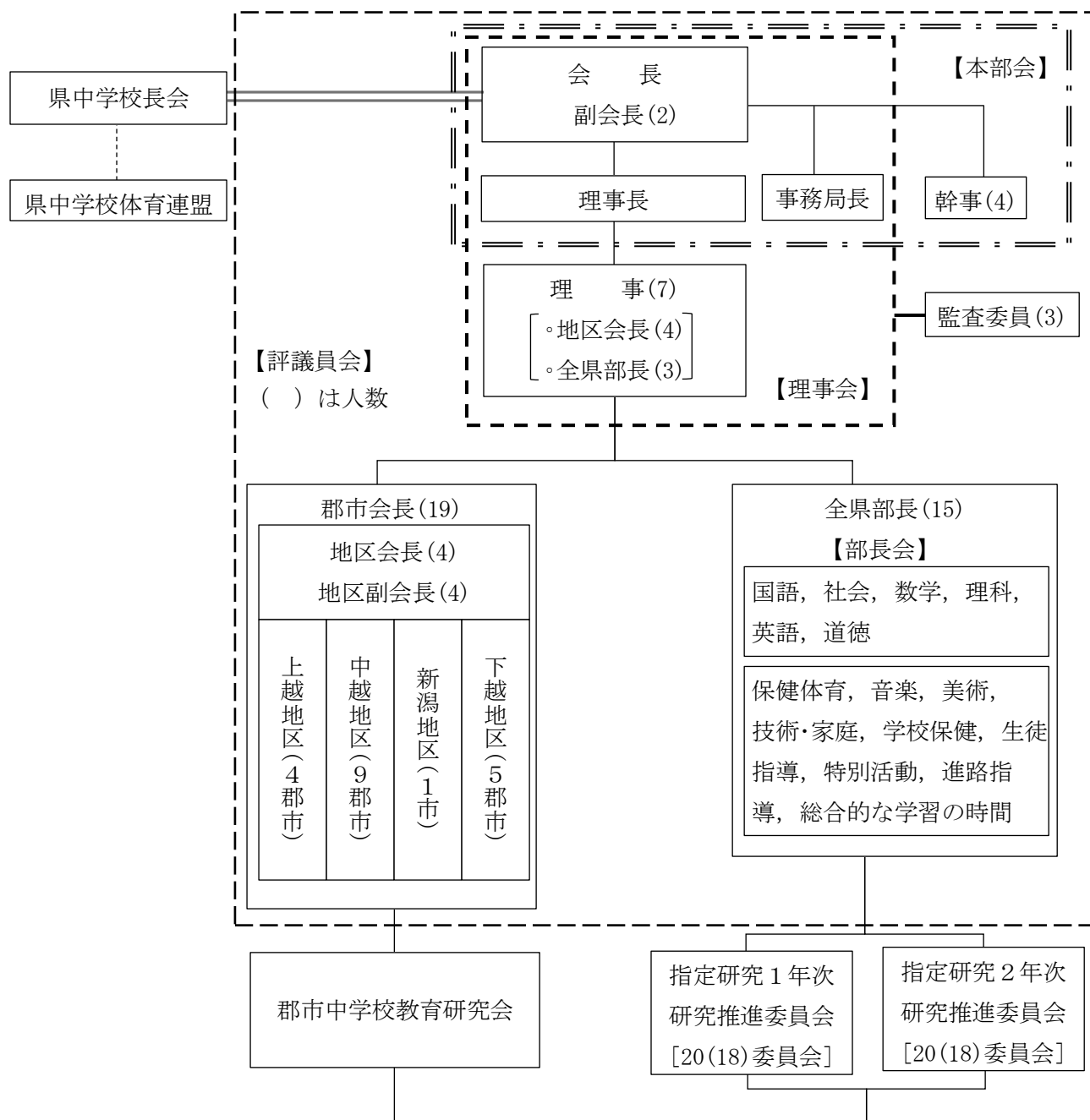
令和 7 年度

新潟県中学校教育研究会

役 員

会 則

新潟県中学校教育研究会 役員組織図



会則,運営規則より抜粋

- 1 会長,副会長は県中学校長会の会長,副会長が兼ねる。
- 2 理事長は会長が委嘱する。
- 3 上越・中越・新潟・下越の4地区の各郡市会長の互選で地区会長1名,地区副会長1名を定め,地区会長は理事となる。
- 4 全県部長は理事会で選出する。全県部長から3名の理事を理事会で選出する。
- 5 監査委員は理事会で選出する。
- 6 事務局長,幹事は会長が委嘱する。

内規

- 1 本部会は,正副会長,理事長,事務局長,幹事で構成する。
- 2 理事会は,正副会長,理事長,理事,事務局長で構成する。
- 3 評議員会は,正副会長,理事長,理事,事務局長,幹事,監査委員,郡市会長,全県部長で構成する。

令和7年度

新潟県中学校教育研究会 役員

<目次>

- 2 役員, 地区会長
- 評議員 (郡市中教研会長・15 部会全県部長)
- 会則, 運営細則, 共催及び後援規程, 役員表彰内規

<事務局>

新潟県中学校教育研究会事務局
〒950-0088
新潟市中央区万代 1-3-30
万代シテイホテルビル(シルバール) 3 階
TEL/FAX 025-290-2251
E-mail : ken-ckk@niigata-inet.or.jp
<https://niigata-chukyoken.jp/>

1 役員

	役職名	氏 名	郡 市	在 任 校	電話番号	郵便番号	住 所
新	会 長	金山 光宏	新潟	新潟市立白新中学校	025(266)2136	951-8133	新潟市中央区川岸町2-4
新	副会長	江口 賢哉	妙高	妙高市立妙高中学校	0255(82)2025	949-2235	妙高市関山 1 6 6 0
新	副会長	玉木 暢	長岡・三島	長岡市立東中学校	0258(32)2131	940-0093	長岡市水道町 5 - 1 - 1
新	理事長	鈴木 善士	新潟	新潟市立木戸中学校	025(274)2615	950-0891	新潟市東区上木戸5-1-1
	理 事	小玉 裕	上越	上越市立大潟町中学校	025(534)2135	949-3103	上越市大潟区潟町 5 7 5
	理 事	久保 英典	長岡・三島	長岡市立南中学校	0258(32)1577	940-0081	長岡市南町 2 - 1 - 1
	理 事	小林 英男	新潟	新潟市立関屋中学校	025(266)4131	951-8151	新潟市中央区浜浦町2-1
	理 事	廣田 徳昭	新発田	新発田市立猿橋中学校	0254(23)1175	957-0061	新発田市住吉町 1 - 7 - 1
新	理 事	小森 一秀	魚沼	魚沼市立広神中学校	025(799)2017	946-0112	魚沼市田尻320-1
	理 事	山本 俊介	小千谷	小千谷市立片貝中学校	0258(84)2030	947-0101	小千谷市片貝町8787-2
	理 事	稲生 一徳	阿賀野・船内・北蒲	胎内市立築地中学校	0254(45)2019	959-2712	胎内市築地 3 7 1 3
	監査委員	竹田 真実子	新潟	新潟市立味方中学校	025(372)2078	950-1261	新潟市南区味方1199
新	監査委員	八木 清美	上越	上越市立吉川中学校	025(548)2017	949-3443	上越市吉川区下町 1 1 3 0
	監査委員	渡邊 奈津子	長岡・三島	長岡市立東北中学校	0258(35)2715	940-0864	長岡市川崎 5 - 4 8 5 - 1
	事務局長	上村 慎吾	新潟	新潟市立白新中学校	025(266)2136	951-8133	新潟市中央区川岸町2-4
新	幹事 上越	金井 謙太郎	上越	上越市立大潟町中学校	025(534)2135	949-3103	上越市大潟区潟町 5 7 5
新	幹事 中越	長束 貴英	長岡・三島	長岡市立南中学校	0258(32)1577	940-0081	長岡市南町 2 - 1 - 1
	幹事 新潟	本間 正洋	新潟	新潟市立関屋中学校	025(266)4131	951-8151	新潟市中央区浜浦町2-1
	幹事 下越	阿部 一隆	新発田	新発田市立猿橋中学校	0254(23)1175	957-0061	新発田市住吉町 1 - 7 - 1

2 地区会長・副会長

	役職名	氏 名	郡 市	在 任 校	電話番号	郵便番号	住 所
	上越会長	小玉 裕	上越	上越市立大潟町中学校	025(534)2135	949-3103	上越市大潟区潟町 5 7 5
新	副 会 長	杉谷 明	柏崎・刈羽	柏崎市立鏡が沖中学校	0257(21)0555	945-0824	柏崎市大字枇杷島 2 8 4 2 - 1
	中越会長	久保 英典	長岡・三島	長岡市立南中学校	0258(32)1577	940-0081	長岡市南町 2 - 1 - 1
新	副 会 長	田村 和弘	三条	三条市立第一中学校	0256(33)1093	955-0852	三条市南四日町1-1-1
	新潟会長	小林 英男	新潟	新潟市立関屋中学校	025(266)4131	951-8151	新潟市中央区浜浦町2-1
新	副 会 長	斎藤 伸	新潟	新潟市立五十嵐中学校	025(260)1490	950-2076	新潟市西区上新栄町5-3-1
	下越会長	廣田 徳昭	新発田	新発田市立猿橋中学校	0254(23)1175	957-0061	新発田市住吉町 1 - 7 - 1
新	副 会 長	佐藤 昌樹	五泉・東蒲	五泉市立村松桜中学校	0250(58)6530	959-1765	五泉市愛宕甲2705-1

3 評議員

(1) 郡市中教研会長・事務局幹事

地区	No.	郡 市	会 長	在 任 校	事務局	住 所	
新 上越地区	1	上越	小玉 裕	上越市立大潟町中学校	金井 謙太郎	〒949-3103 上越市大潟区潟町 5 7 5	025(534)2135
	2	柏崎・刈羽	杉谷 明	柏崎市立鏡が沖中学校	毛見 哲也	〒945-0824 柏崎市大字枇杷島 2 8 4 2 - 1	0257(21)0555
	3	糸魚川	平野 克之	糸魚川市立青海中学校	曾根原 至	〒949-0304 糸魚川市大字寺地 1 1 6 0	025(562)2079
	4	妙高	脇川 幸治	妙高市立妙高高原中学校	水野 頌之助	〒949-2112 妙高市大字関川 7 6 2	0255(86)2074
新 中越地区	5	長岡・三島	久保 英典	長岡市立南中学校	長束 貴英	〒940-0081 長岡市南町 2 - 1 - 1	0258(32)1577
	6	三条	田村 和弘	三条市立第一中学校	長 滋徳	〒955-0852 三条市南四日町1-1-1	0256(33)1093
	7	小千谷	森田 雅弘	小千谷市立小千谷中学校	佐藤 太	〒947-0028 小千谷市城内 4 - 3 - 2 6	0258(82)2297
	8	加茂・南蒲	渡辺 大輔	加茂市立若宮中学校	大谷 昌弘	〒959-1355 加茂市若宮町 1 - 2 1 - 1 2	0256(52)0472
	9	十日町・中魚	樋口 重正	十日町市立下条中学校	加藤 輝	〒949-8603 十日町市下条 4 - 2 4 1	025(755)2014
	10	見附	山田 好一	見附市立南中学校	石澤 克彦	〒954-0035 見附市名木野町 7 1 4	0258(62)0987
	11	魚沼	栃倉 敦	魚沼市立湯之谷中学校	力間 博隆	〒946-0071 魚沼市七日市32	025(792)0295
	12	南魚沼・南魚	角谷 文昭	湯沢町立湯沢中学校	加藤 賢	〒949-6102 南魚沼郡湯沢町大字神立 1 5 8 0	025(784)3444
	13	燕・西蒲	廣川 統	弥彦村立弥彦中学校	橋本 勉	〒959-0305 西蒲原郡弥彦村大字矢作 4 7 8 5	0256(94)2101
新 新潟地区	14	新潟	小林 英男	新潟市立関屋中学校	本間 正洋	〒951-8151 新潟市中央区浜浦町2-1	025(266)4131
新 下越地区	15	新発田	廣田 徳昭	新発田市立猿橋中学校	高山 雄一	〒957-0061 新発田市住吉町 1 - 7 - 1	0254(23)1175
	16	村上・岩船	近 貴志	村上市立村上東中学校	本保 美帆子	〒958-0821 村上市山辺里 1 7 8 8	0254(53)6171
	17	五泉・東蒲	佐藤 昌樹	五泉市立村松桜中学校	松田 祐介	〒959-1765 五泉市愛宕甲2705-1	0250(58)6530
	18	阿賀野・胎内・北蒲	森谷 優子	胎内市立中条中学校	丸山 温	〒959-2643 胎内市東本町 1 6 - 5 7	0254(43)2761
	19	佐渡	安藤 博通	佐渡市立両津中学校	古塩 豪	〒952-0028 佐渡市加茂歌代 1 4 4 9	0259(27)2185

(2) 15部会全県部長・副部長

部会	職名	部 長	
		氏 名	在任校
国語	校長	渡辺 徳彦	上越市立八千浦中学校 025(543)2783
社会	校長	小森 一秀	魚沼市立広神中学校 025(799)2017
数学	校長	山本 俊介	小千谷市立片貝中学校 0258(84)2030
理科	校長	大川 正史	五泉市立五泉中学校 0250(43)3036
音楽	校長	藤井 章	新潟市立中之口中学校 025(375)2337
美術	校長	稲生 一徳	胎内市立築地中学校 0254(45)2019
保健 体育	校長	北山 智博	見附市立今町中学校 0258(66)2371
新 技術・ 家庭	校長	藤原 明	胎内市立乙中学校 0254(46)2023
新 英語	校長	荒川 高明	長岡市立小国中学校 0258(95)3121
道徳	校長	和泉 哲章	新潟市立東新潟中学校 025(273)8341
新 特別 活動	校長	藤原 靖也	新発田市立七葉中学校 0254(22)3524
生徒 指導	校長	青山 範夫	糸魚川市立糸魚川東中学校 025(555)2616
進路 指導	校長	軽部 直幸	新潟市立小針中学校 025(267)1851
総合	校長	小塚 忠昭	新潟市立岩室中学校 0256(82)2059
学校 保健	養護 教諭	高橋 妙子	十日町市立吉田中学校 025(752)2878

4.1 新潟県中学校教育研究会 会則

第1章 総 則

第1条 この会は新潟県中学校教育研究会といい、事務局を新潟県中学校長会事務局内に置く。

第2条 この会は本県中学校教育の研究活動を推進し、その振興発展を図ることを目的とする。

第3条 この会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 中学校教育の振興改善に関する研究調査
- 2 研究会、講演会、講習会等の開催
- 3 研究成果、調査資料等の刊行
- 4 その他この会の目的達成に必要な事項

第2章 組 織

第4条 この会は本県中学校の教職員を会員として構成する各郡市中学校教育研究会を単位として組織する。

第5条 この会に次の部会をおく。

国語部会 社会部会 数学部会
理科部会 音楽部会 美術部会
保健体育部会 技術・家庭部会
英語部会 道徳部会 特別活動部会
生徒指導部会 進路指導部会
総合的な学習の時間部会 学校保健部会

第3章 機 関

第6条 この会に次の機関をおく。

- 1 評議員会
- 2 理事会
- 3 部長会

第7条 評議員会は各郡市中学校教育研究会会長及び各部会全県部長（以下、全県部長）をもって構成する審議機関で、次の事項を議決する。

- 1 会則、細則等の制定及び改正
- 2 事業計画
- 3 予算及び決算
- 4 役員の選出
- 5 部会の改廃

第8条 理事会は各郡市中学校教育研究会会長から4名、全県部長から3名及び事務局長をもって構成する執行機関で、緊急事項の処理を行う。

- 1 会務の執行及び推進
- 2 緊急事項の処理

第9条 部長会は全県部長をもって構成する連絡機関で、部会相互の連携を図る。
部長会は評議員会に合わせて開催することができる。

第10条 会議は会長が招集する。

第4章 役員

第11条 この会に次の役員をおく。ただし、選出等については別に定める。

会長 1名 副会長 2名
理事長 1名 理事 7名
評議員 各郡市中学校教育研究会会長、
全県部長
監査委員 3名 事務局長 1名
幹事 若干名

第12条 役員は次の任務を行う。

会長は本会を代表し、会務を総理する。
副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその任務を代行する。

理事長は会長の命を受け、事務を統括し会務を執行する。

監査委員は会計を監査する。

事務局長及び幹事は会長が委嘱し、本会の事務を分掌する。

第13条 役員の任期は1か年とし、次期改選までの任務を行う。ただし、重任は妨げない。

第5章 会計

第14条 この会の経費は、会費その他の収入をもって充てる。

第15条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 附則

第16条 この会の運営に必要な細則は別に定める。

第17条 この会の会則は昭和38年4月1日から施行する。

昭和43年 6月17日会則一部改正

昭和47年 6月15日会則一部改正

昭和57年 10月12日会則一部改正

昭和59年 2月22日会則一部改正

昭和62年 2月27日会則一部改正

平成7年 2月24日会則一部改正

平成9年 2月25日会則一部改正

平成13年 2月23日会則一部改正

平成17年 2月27日会則一部改正

平成18年 2月17日会則一部改正

平成19年 2月16日会則一部改正

平成28年 5月23日会則一部改正

4.2 新潟県中学校教育研究会 運営規則

第1条 (細則の主旨) この細則は新潟県中学校教育研究会会則第16条により地区及び部会の組織など運営に関する事項を定めることを目的とする。

第2条 (会長・副会長) この会の会長・副会長は新潟県中学校長会の会長・副会長が兼務する。

第3条 (理事長の選任) 理事長は会長が委嘱し、本会の理事を兼ねる。

第4条 (監査委員の選任) 監査委員は、校長・教頭・教諭の各1名を理事会で選出し、評議員会で承認を得る。

第5条 (地区の組織) この会は本会の活動を推進するため各郡市中学校教育研究会を上越・中越・新潟・下越の4地区に分割する。

第6条 (地区会長・副会長) この会は前条の各地区に地区会長1名、地区副会長1名をおく。地区会長・同副会長は地区内の各郡市中学校教育研究会会長の互選によって定め、地区会長は本会の理事となる。ただし、県会長・副会長は除く。

地区会長は地区内の各郡市中学校教育研究会相互間の連絡調整及び活動の推進を図る。地区副会長は地区会長を補佐し会長に事故があるときはその任務を代行する。

第7条 (部会組織) 各郡市中学校教育研究会は会則第5条の各部会を設置する。各郡市部会は県の部会の単位として相互の連絡を図る。

第8条 (部会役員) この会の各部会に次の役員をおく。
全県部長 1名、副部長 4名

第9条 (部長・副部長) 各部会の全県部長はその部会を代表し、部会活動を総理する。
副部長は全県部長を補佐し、部長に事故があるときはその任務を代理する。
全県部長は、各教科・領域の高い専門性をもつ校長等を理事会で選出し、会長が委嘱する。

また、全県部長から 3 名の理事を理事会で選出する。

全県部長は、必要に応じて地区別に郡市部長を招集し、研修推進及び連絡調整に当たる。

副部長は、郡市中学校教育研究会の部長の中から会長が委嘱する。

第 10 条（部長会） 部長会は各部会の研究推進内容の検討と部会相互の連絡調整を図る。

第 11 条（会計監査） 会計の監査は年度末に行う。

第 12 条（附則） この運営規則は昭和 42 年 7 月 21 日から施行する。

昭和 43 年 6 月 17 日細則一部改正

昭和 57 年 10 月 12 日細則一部改正

昭和 62 年 2 月 27 日細則一部改正

平成 7 年 2 月 24 日細則一部改正

平成 13 年 2 月 23 日細則一部改正

平成 17 年 2 月 15 日細則一部改正

平成 17 年 5 月 27 日細則一部改正

平成 28 年 5 月 23 日細則一部改正

令和 3 年 4 月 28 日細則一部改正

令和 5 年 5 月 25 日細則一部改正

4.3 共催及び後援に関する規程

第 1 条 目 的

この規程は新潟県中学校教育研究会（以下「県中教研」という）が、県中教研以外のものの行う教育関係事業（以下「事業」という）を共同主催し、及び後援することに関して必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 共催・後援の定義

- 1 共催 事業の企画又は運営に参画し共同主催者としての責任の一部を分担することをいう。
- 2 後援 事業の主旨に賛同し、その開催を援助することをいう。

第 3 条 承認の基準

事業の主催者から当該事業の共催又は後援の申請があったときは、次の各号に掲げる承認基準により、当該事業の共催又は後援の承認を行うものとする。

1 主催者についての承認基準

次に掲げるものの一に該当する主催者とする。

- (1) 国もしくは新潟県又はこれらの行政機関
- (2) 学校等の教育機関及びこれらの連合体
- (3) 公益法人及びこれに準ずる団体
- (4) その他県中教研が適当と認めるもの

2 事業内容についての承認基準

次に掲げるもののすべてに該当する事業内容とする。

- (1) 中学校教育の振興に寄与するもので、営利を目的としない事業であること。また、宗教及び政党の活動と認められるものは除く。
- (2) 事業規模が原則として、全県にわたるものであること。
- (3) 県中教研の方針及び施策に反しないものであること。

第 4 条 承認の手続

- 1 事業の主催者が行う共催又は後援の申請は別記 1 号様式によるものとして事業実施 30 日前までに提出させるものとする。
- 2 前記の申請を受理した時は、承認するかどうか決めて事業の主催者に通知するものとする。
- 3 事業の主催者に対する回答は別記 2 号様式によるものとする。

第 5 条 報 告

後援した事業について、県中教研の運営上必要があると認められるときは、事業の主催者に対し、別記第 3 号様式による報告書の提出を求めるものとする。

第6条 経 費

経費の負担は原則として行わないものとする。

第7条 承認の取り消し

主催者が当該事業の実施にあたり申請内容と異なった場合は承認を取消することができる。

附 則

- 1 この規定の改廃については、評議員会において審議決定する。
- 2 この規程は昭和 57 年 10 月 12 日から施行する。

4.4 役員表彰に関する内規

- 1 本会は、次の役員が退任した場合に、感謝状を贈呈し謝意を表する。

ア 会長・副会長

ただし、副会長が会長に就任した場合、会長退任時に贈呈する。

イ 理事長・理事

ウ 監査委員

エ 事務局長

- 2 本内規によりがたい場合は、理事会において協議する。
- 3 本内規は平成 13 年 3 月 31 日から適用する。

付記 平成 2 年 2 月 23 日 決定
平成 7 年 2 月 24 日 改正
平成 13 年 2 月 23 日 改正
令和 3 年 4 月 28 日 一部改正